

令和2年度第2回介護保険事業者連絡調整会議次第

1 説明事項

(1) あんジョイプラン9について p 1

(2) 令和3年度制度改正について

ア 令和3年度介護報酬改定における改定事項について p 2～4

【別添資料(2)ア】

イ 安城市介護予防・日常生活支援総合事業の改定について p 5～9

ウ 令和3年度改定に係る加算等の届出について p 10

【別添資料(2)ウ①・②】

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について p 11

(4) 介護サービス事業者等への指導・監督について p 12～23

(5) 高齢者福祉サービスについて

ア 日常生活用具給付事業における自動消火器の廃止について p 24

イ 高齢者向け一般タクシー助成について(令和3年10月開始予定) p 25

(6) 高齢者虐待防止について p 26

2 その他 p 27

(1) 「介護保険 要介護認定・要支援認定申請書」様式の変更について

(2) 「介護保険要介護認定・要支援認定申請取下書」様式の変更について

(3) 敬老祝品の廃止について(令和3年度より)

高齢福祉課の業務分担及び電話番号

高齢福祉係

71-2223

- 高齢者福祉サービス
- 老人クラブ、シルバー人材センターの支援

地域支援係

71-2264

- 高齢者の相談・支援
- 在宅医療・介護連携（サルビー見守りネットなど）
- 認知症施策（見つかるつながるネットワークなど）

介護保険係

71-2290

- 介護保険事業所の指定・更新・休止・廃止の手続き
- 介護保険事業所の変更・加算の届出等の手続き
- 事故報告

介護給付係

71-2226

- 居宅介護支援事業所の届出
- 負担限度額の申請 など

介護審査係

71-2257

- 要介護認定申請、認定調査
- 閲覧申請

「あんジョイプラン9」について

1 「あんジョイプラン9」の概要

令和3年度からの国の報酬改定に合わせ、本市では「あんジョイプラン9（第8次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」を策定しました。この計画は、本市における高齢福祉施策と介護保険事業の方針を定めた計画となります。

介護保険事業計画については、国から示される「基本指針」に沿って策定することとなっています。

2 国の「基本指針」の改正について

第8期（令和3年度～5年度）の「基本指針」の主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- (2) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- (3) 人材確保及び業務効率化の取組みの強化
- (4) 災害・感染症対策の強化

3 「あんジョイプラン9」の基本理念・基本目標・重点項目

国の「基本指針」の内容等を受け、本市では以下のとおり基本理念等を定めました。

- (1) 基本理念
「健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち」
- (2) 基本目標
 - ア 介護予防・生活支援施策の推進
 - イ 地域における支え合いと社会参加の推進
 - ウ 介護保険サービスの安定と充実
- (3) 重点項目
 - ア 安城市版地域包括ケアシステムの推進
 - イ 多様な介護予防・日常生活支援の推進
 - ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
 - エ 認知症高齢者等に対する支援

これらの施策・事業を「あんジョイプラン9」の計画期間である令和3～5年度の3年間で推進してまいります。計画の理念の実現のためには、医療・介護・福祉等関係者の皆さまのご協力が不可欠です。今後も引き続き、本市の福祉行政へのご理解ご協力をお願いいたします。

令和3年度介護報酬改定における改定事項について

【別添資料あり】

※特定入所介護サービス費及び高額介護（予防）サービス費の見直し事項についてまとめております。その他の令和3年度介護報酬改定における改定事項については、資料（2）ア【別添資料】をご確認ください。

法改正における費用負担等に関する事項について

※令和3年8月から実施予定

（1）食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直しについて

介護保険制度では、施設における食費や居住費について、在宅の方との公平性の観点から、利用者本人の負担を原則とし、低所得の方に対しては、年金収入等に応じて一定の助成（特定入所者介護サービス費）をしてきました。

この食費と居住費の助成については、能力に応じた負担となるよう精緻化し、食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図ります。

（ア） 施設入所者に対する食費居住費の助成について、第3段階を保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階（以下、仮に「第3段階①」とします。）と同120万円超の段階（以下、仮に「第3段階②」とします。）の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、本人の負担限度額を上乗せします。

（イ） ショートステイの食費居住費の助成について、第2段階、第3段階①、第3段階②において、本人の負担限度額への上乗せをします。

（ウ） 食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定します（第2段階：650万円、第3段階①：550万円、第3段階②：500万円）。なお、第2号被保険者は、現行の基準（1,000万円以下）を維持します。また、夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の基準（1,000万円）を維持します。

<現行>

第3段階	
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	
食費	650円
居住費	370円
合計	1,020円

居住費は特別養護老人ホーム多床室の場合



<見直し後>

第3段階①	第3段階②
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超
食費	食費
650円	1,360円
居住費	居住費
370円	370円
合計	合計
1,020円	1,730円
【現状維持】	【現状より710円増額】

※ショートステイにおける食費（日額）については、以下のとおり見直しをします。

第2段階 : 600円【現状より210円増額】

第3段階① : 1,000円【現状より350円増額】

第3段階② : 1,300円【現状より650円増額】

※この他、現行1,000万円以下となっている預貯金要件については、以下のとおり見直しをします。

第2段階 : 650万円以下

第3段階① : 550万円以下

第3段階② : 500万円以下

(2) 高額介護（予防）サービス費の見直しについて

介護保険制度の高額介護サービス費の自己負担限度額は、医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されています。

この高額介護サービス費について、現行の現役並み所得者のうち、年収約770万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円から見直しを行います。見直し後の金額は以下のとおりです。

<現行>

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約383万円以上）	44,400円

<見直し後>

収入要件	世帯の上限額
年収約1,160万円以上	140,100円
年収約770万円～約1,160万円未満	93,000円
年収約383万円～約770万円未満	44,400円（据え置き）

※・一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更ありません。

参考資料：厚生労働省ホームページ

「全国課長会議資料」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09888.html

「令和2年度厚生労働関係部局会議資料」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16145.html

安城市介護予防・日常生活支援総合事業の改定について

安城市介護予防・日常生活支援総合事業の改正について

(1) 単価改定

令和3年度制度改正に伴い、安城市介護予防・日常生活支援総合事業につきましても、単価や基準等の改正を行います。令和3年4月1日以降の単価については、市公式ウェブサイト望遠郷に掲載しておりますので、ご確認ください。

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について

(https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/30sougoujigyou_tankakaisei.html)

(2) 基準改正

国から別紙「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働省大臣が定める基準」が示され、令和3年4月1日から施行されます。安城市介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防訪問・通所サービス、生活支援訪問・通所サービスについて、同基準に準じ、運営基準等を改正します。示された基準の大部分は、居宅サービス（要介護）の訪問介護、通所介護の改正後基準と内容が重複したものにはなりますが、内容をご確認いただき、ご対応のほどお願いいたします。

(別紙) 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働省大臣が定める基準
(第1号事業者の指定基準・令和3年4月1日施行)

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第1条	サービス提供責任者の責務	訪問型サービス事業者のサービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。	○	×
第2条	プランナーへの不当な働きかけの禁止	訪問型サービス事業者は、ケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。	○	×
第3条	介護保険等関連情報の有効活用	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	○	○
第4条	ハラスメント防止対策	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	○	○
第5条	業務継続のための措置 ※3年間の経過措置期間あり	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ア 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 イ 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	○	○

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第6条	感染症への対策 ※3年間の経過措置期間あり	<p>訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	○	○
第7条	運営規程等の掲示	<p>1 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の五第一項第八号に規程する運営規程をいう。以下同じ。）、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。</p>	○	○
第8条	適切なサービス提供	<p>訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。</p>	○	○

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第9条	虐待防止対策 ※3年間の経過措置期間あり	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ア 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	○	○
第10条	認知症介護基礎研修の受講 ※3年間の経過措置期間あり	通所型サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	×	○
第11条	非常時を想定した訓練の実施	1 通所介護サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	×	○
第12条	地域住民等との連携	通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	×	○

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第13条	書面の電子化について	<p>1 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	○	○

令和3年度改定に係る加算等の届出について

【別添資料あり】

1 令和3年度改定に係る加算等の届出の提出期限について

令和3年4月1日適用の報酬算定に係る届出の提出期限は、介護給付費の算定、介護予防・日常生活支援総合事業費の算定どちらも、令和3年4月1日（木）（必着）とします。

既存の加算であっても要件が変更されている場合もありますので、厚生労働省が発出する最新の加算要件に関する基準、留意事項、通知等を必ずご確認ください、漏れの無いように確実にご対応をお願いいたします。（国が示した「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（資料（2）ウ①）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業に算定の届出等に係る留意事項について（資料（2）ウ②）」を添付しておりますので、該当サービスについてご確認ください。）

また、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」については、例年処遇改善計画書の提出期限を2月末としておりますが、令和3年度の処遇改善計画書の提出期限については、令和3年4月15日（木）となりますので、ご承知おきください。

2 提出書類について

(1) 介護給付費の算定

提出書類については、平時と同様の以下の書類をご提出ください。ただし、改正に伴い様式が変更になっておりますので、市公式ウェブサイトから最新の様式をダウンロードし、使用してください。

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 添付書類

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>変更及び加算の届出について

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/shinkishitei.html#henko>

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費の算定

総合事業についても提出書類については、平時と同様の以下の書類をご提出ください。ただし、改正に伴い様式が変更になっておりますので、市公式ウェブサイトから最新の様式をダウンロードし、使用してください

- ア 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 添付書類

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>変更及び加算の届出について

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/shinkishitei.html#henko>

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1 新型コロナウイルス感染症に関する情報について

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、厚生労働省から随時発出されております。その中でも、必ずご確認いただきたい感染予防に関する事務連絡を抜粋して紹介いたしますので、ご確認いただき感染予防対策の徹底にご活用ください。

★社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

（令和2年10月15日付け介護保険最新情報 Vol. 881）

- ・・・利用者及び職員等の平時の感染予防並びに感染者、濃厚接触者、感染が疑われる者等への対応について具体的な留意点が記載されております。

★高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について

（令和2年11月24日付け介護保険最新情報 Vol. 889）

- ・・・これまでに厚生労働省から発出された事務連絡、動画等の資料が整理されて示されています。

★高齢者施設における感染対策の更なる推進について

（令和3年3月9日付け介護保険最新情報 Vol. 929）

- ・・・感染対策に係る自主点検やシミュレーションに活用可能なツール等がまとめられています。

上記の他、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市公式ウェブサイトに掲載しております。

今後も随時、最新の情報を確認していただきますようよろしくお願いいたします。

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>新型コロナウイルス感染症情報

<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/koreifukushika4.html>

2 新型コロナウイルス感染者等発生時の報告について

利用者、職員等で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、感染が疑われる者が発覚した場合やPCR検査等の受検が決定した場合は、閉庁日（休日等）においても速やかに下記の担当までご連絡ください。

また、「新型コロナウイルス感染症発生者確認票」及び「事故報告書」の提出もお願いいたします。

【担当】安城市役所高齢福祉課介護保険係（TEL 0566-71-2290）

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

なお、昨今の情勢を鑑み、研修のひとつとして新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたポイントについての動画「職員のためのそうだったのか！感染対策！」シリーズをご活用ください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみに所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイトを参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所

イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。

（愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト参照）

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、実地指導及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解

の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 実地指導

実地指導には、市が事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。実地指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員＋市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員＋市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市のみで実施する指導については、「3 実地指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 実地指導について

安城市では、原則として3年に一度は実地指導を行っています。実地指導では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の実地指導において、勤務形態一覧表や運営規程等の書類を事前提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

(2) 改善指示事項

実地指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いします。

(3) 総合事業の実地指導

総合事業の実地指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実地を図るための指針」に基づき実施します。県の合同指導時に同時で実施したり、市単独で実施したりします。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分

の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって実地指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況

令和2年4月～令和3年2月指導事業所 11事業所
新型コロナウイルス感染症の影響により実施数が例年に比べ、少なくなっております。状況を見ながら実施してまいりますのでご了承ください。

(6) 主な指導内容【令和2年4月～令和3年2月実施分】

ア サービス共通

指導内容		
運営基準	1	勤務場所が労働契約書等に記載されている場所と異なる職員がいるため、正しい内容で作成すること。
	2	労働契約書の保管が無い職員、雇用期間が経過している職員がいるため、最新の労働契約書を備え付けること。

イ 地域密着型通所介護（療養通所介護）・介護予防通所サービス・生活支援通所サービス・認知症対応型通所介護

指導内容		
運営基準	1	複数の職種を兼務しているものについては、辞令等により兼務関係を明確にすること。
	2	運営規程と重要事項説明書の整合性を図り、適切な表現に改めること。
	3	サービスの提供開始に際し、第三者評価の実施状況について文書を交付した上での説明が必要なため、重要事項説明書に記載する等すること。
	4	認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

ウ 認知症対応型共同生活介護

指導内容		
人員基準	1	届出の内容と運営の実態が異なっているため、実態に即した届出を提出すること。
	2	管理者は事業所の管理業務に支障がない場合に限り当該事業所の他の職務に従事することは可能であるが、一日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと。

	3	日中は利用者3名に対し、常勤換算方法で1名以上の介護職員の配置が必要であるが、配置を満たしていない日があるので、人員配置を改めること。
	4	計画作成担当者は専従であり、利用者の処遇に支障がない場合にのみ当該共同生活住居における他の職務に従事することができることに留意すること。
運営基準	1	利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、介護従業者を固定する等継続性を重視したサービス提供に配慮すること。
	2	資格証を確認する上で、姓が変わった者については、戸籍抄本等により確認が取れるよう整備すること。
	3	複数の職種を兼務しているものについては、辞令等により兼務関係を明確にすること。
	4	サービスの提供開始に際し、第三者評価の実施状況について文書を交付した上での説明が必要なため、重要事項説明書に記載する等すること。
	5	重要事項説明書と運営規程の記載を実態に合わせ変更し、整合性を図ること。
	6	研修参加者に偏りがあるため、従業者に対しその資質向上のための研修の機会を確保すること。
介護給付費算定	1	入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をすること。
	2	入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。
	3	計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。利用者以外が代筆した場合は、利用者の氏名と代筆者の氏名及び続柄等を併記して署名をもらうこと。
	4	医療連携体制加算Ⅰの要件として、重度化した場合の対応に係る指針の内容を入居の際に利用者又はその家族に対して説明することとなっているが、当該指針の説明をしていないため、早急に説明をする機会を設けること。

エ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指導内容		
人員基準	1	昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は

		看護職員の配置が必要であるが、不在の時間帯があるため、早急に改めること。
運営基準	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の記載がないため記載すること。
	2	研修参加者に偏りがあるため、従業者に対しその資質向上のための研修の機会を確保すること。
	3	介護職のユニット間の兼務があるので、いわゆる「馴染みの関係」を考慮し、単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置する必要があることに留意すること。
	4	サービス担当者会議は計画書同意の前に行い、記録を整備すること。
	5	施設サービス計画書は、文書により入所者の同意を得ること。利用者以外が代筆した場合は、利用者の氏名と代筆者の氏名及び続柄等を併記して署名をもらうこと。
	6	入居、退居に際して年月日と施設名称を利用者の被保険者証に記載すること。

オ 小規模多機能型居宅介護

指導内容		
人員基準	1	昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員の配置が必要であるが、不在の時間帯があるため、早急に改めること。
	2	介護職のユニット間の兼務があるので、いわゆる「馴染みの関係」を考慮し、単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置する必要があることに留意すること。
運営基準	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の記載がないため記載すること。
	2	重要事項説明書に記載する職員の員数について、漏れ・抜けがあるため記載すること。
介護報酬算定	1	サービス担当者会議は計画書同意の前に行い、記録を整備すること。
	2	施設サービス計画書は、文書により入所者の同意を得ること。利用者以外が代筆した場合は、利用者の氏名と代筆者の氏名及び続柄等を併記して署名をもらうこと。
	3	入居、退居に際して年月日と施設名称を利用者の被保険者証に記載すること。

カ 介護予防支援

指導内容		
運営基準	1	個人情報利用同意書の日付の記入が漏れていた利用者があるため、記入漏れが無いようにすること。

	2	資格証を確認する上で、姓が変わった者については、戸籍抄本等により確認が取れるよう整備すること。
--	---	---

4 勤務形態一覧表の参考様式について

介護保険最新情報V o 1. 8 7 6にて、勤務形態一覧表の新しい参考様式例が提示されました。これまでの様式よりも文書作成の手間が軽減される可能性があります。市公式ウェブサイトの様式掲載ページに、新様式を掲載しますので、ご利用ください。

5 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、安城市（本市）の地域密着型サービスは利用することができませんので、ご注意ください。

- (1) 安城市に住民票がない場合。（実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は**利用不可**。）
- (2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市の地域密着型特定施設やグループホームに直接入居する場合。

なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合もございますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

6 各種手続きの押印廃止について

文書作成の負担軽減のため、国や県において申請書等の押印廃止の手続きが行われおりますが、本市においても同様の取扱いを令和3年4月1日から実施いたします。

したがって、令和3年4月1日以降の各サービスの指定申請書、変更届出書、業務管理体制に係る届出書、その他の各種手続きにおいて**押印不要**となりますので、ご承知おきください。

7 【地域密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

- (1) 変更届について
 - ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。
 - ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。

（愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。）

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること

◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること

◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと

◎次の職種でないこと

ア 管理者（全サービス）

イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）

ウ 介護支援専門員（全サービス）

エ 計画作成担当者

（2）加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15日以前に届出 → 翌月から 16日以降に届出 → 翌々月から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 （届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について(20ページ参照)

8 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について(23ページ参照)

9 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内



福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

医療助成制度

- 子ども医療
- 心身障害者医療
- 母子・父子家庭医療
- 精神障害者医療
- 後期高齢者福祉医療費給付制度
- 自立支援医療(精神通院)
- 自立支援医療
- 小児慢性特定
- 養育医療
- 精神障害者医療
法を一部
変更します。



ホーム

総合トップ

ホーム > 暮らす > 健康、福

健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

④「高齢者の福祉」
クリック

福祉・介護・医療

高齢者の福祉



総合トップに戻る

Google™ カスタム検索

ホーム

暮らす

学ぶ



総合トップ

ホーム > 暮らす > 高齢者の福祉

いいね!

高齢者の福祉

■ 個人向け情報

介護保険制度案内ページ / 利用できるサービス(介護保険サービス・市
市内事業所一覧 / 予防・保健 / 介護の知恵袋 / 認知症 / 支援活動 / 在宅医療 / 各種申請書

⑤「事業者向け情報」
クリック

■ 事業者向け情報

介護保険事業者向け情報 / 地域密着型サービス事業者・介護予防支援 /
介護予防・日常生活支援総合事業 / 居宅介護支援事業者向け情報 / 在宅医療・介護連携拠点推進

■ その他

あんジョイプラン / 施設整備 / 各種審議会 / 介護・福祉の仕事に関する情報 など

重要な事項については太枠で囲ってありますので、随時ご確認ください。

事業者向け情報

■ 新型コロナウイルス感染症情報

- [愛知県緊急事態宣言](#)（令和2年8月7日更新）
- [新型コロナウイルス感染症に係る国・県からの通知等](#)(随時更新)
- [高齢福祉課からのお知らせ](#)(令和2年6月9日更新)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）に](#)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事](#)
- [介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金につ](#)

■ 介護保険事業者向け情報

- [関係条例・規則・要綱](#)
- [事故報告書について](#)
- [介護報酬改定について](#)
- [事業者連絡調整会議](#)
- [介護保険最新情報Vol.715~](#)(随時更新)
- [介護保険最新情報Vol.600~714](#)
- [介護保険最新情報Vol.511~599](#)
- [災害に係る厚生労働省からの事務連絡](#)(令和3年1月7日更新)
- [国・県からのお知らせ](#)(令和3年2月25日更新)
- [事業者向け研修のお知らせ](#)(令和3年2月16日更新)
- [訪問介護届出について（居宅介護支援基準第13条第18号の2に係](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)
- [更新について](#)
- [変更及び加算の届出について](#)
- [休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式はこちらからダウンロードしてください。

■ 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- [業務管理体制に関する届出について](#)
- [特定事業所集中減算の届出について](#)
- [指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス（お泊）](#)
- [定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)](#)（外

■ 介護予防・日常生活支援総合事業

- [令和2年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について](#)（令和
- [安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- [運営の手引き](#)
- [サービス事業費の請求について](#)
- [基本チェックリスト](#)
- [国・県からのお知らせ](#)
- [介護予防・生活支援サービス事業アンケート等](#)

■ 居宅介護支援事業者向け情報

- [居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いに](#)
- [介護保険住宅改修施工事業者研修会](#)

自動消火器給付事業の廃止について（お知らせ）

令和3年3月31日をもちまして、日常生活用具給付事業における自動消火器の給付を廃止します。

1 廃止理由について

（1）ガスコンロの安全装置取り付け義務化後、10年以上が経過

平成20年の法律改正により、過熱状態となった場合、発火前にコンロが自動停止されるよう、ガスコンロに「調理油過熱防止装置」「立ち消え安全装置」の取り付けが義務化されました。

制度改正から10年以上経過した現在、安全装置を備えたガスコンロが普及し、自動消火器の必要性が薄れてきたため、自動消火器の給付制度については廃止いたします。

（2）新たなニーズへの対応

上記理由やIH調理機の普及等により、新規設置希望者が減少している中、新型コロナウイルス感染症への対応等を含め、各種事業の選択と集中により、新たなニーズへの対応を図ります。移動困難者の増加に対する新たな移動支援事業として、令和3年度10月から、要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者への一般タクシー助成を予定しています。

※ 令和元年度に自動消火器の申請要件を拡充しましたが、新たな要件での申請はありませんでした。

2 廃止後について

（1）廃棄

従来より、消火器の廃棄については自己負担としています。

（2）交換

自動消火器に、消火器設置業者が記載されているので、交換を希望する場合は、業者に連絡していただき、自費による交換をお願いいたします。

<問い合わせ先 安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 TEL0566-71-2223>

在宅の要介護認定者・要支援認定者を対象とした

「一般タクシー助成事業」を新たに実施します。

(R3.10.1～)

1 事業概要

移動が困難な要介護認定者及び要支援認定者の外出を支援・促進し、在宅生活の充実を図るため、市が一般タクシーの利用料金の一部を助成します。

事業開始日は、令和3年10月1日です。

2 対象者

在宅の要介護認定者及び要支援認定者で65歳以上の方

※ ただし、以下の方は対象となりません。

- ・ 障害者福祉タクシーの対象となる方
- ・ 障害者福祉タクシー助成又は高齢者タクシー助成（車いす・ストレッチャー専用）を受けている方
- ・ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方
- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等へ入所・入居している方

3 助成内容

500円分のタクシー料金助成利用券を、年最大36枚交付します。

※ 交付枚数は、申請月に応じて異なります。紛失時の再発行はできません。

4 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、郵送又は高齢福祉課高齢福祉係の窓口で申請してください。助成利用券を交付します。

なお、事業を新たに実施するにあたっては、事業開始日前に、1か月間程度の事前受付期間を設けますので、対象となる方で利用券が必要な場合は、当該期間に申請をしてください。

5 利用方法

タクシーに乗車の際、介護保険被保険者証を提示するとともに、助成利用券をタクシー乗務員に渡してください。

なお、1乗車で利用できる利用券は1枚のみです。

<問い合わせ先 安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 TEL0566-71-2223>

高齢者虐待防止について

*法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

1 早期発見・通報

(1) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合（法7条）

生命または身体に重大な危機が生じている場合

⇒速やかに市町村に通報しなければならない

それ以外の場合

⇒速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の居住地の地域包括支援センターまたは市高齢福祉課地域支援係に相談・通報をしてください。

(2) 養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合（法第21条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない

『事業所による事実確認』を行うのではなく市高齢福祉課地域支援係に速やかに連絡してください。市高齢福祉課が介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」「実地指導」、法に基づく養介護施設・事業所の協力による調査等を行います。

2 高齢者虐待防止のために

(1) 養護者による高齢者虐待の防止に向けて

養護者による高齢者虐待の事例の多くは、虐待を行っている養護者も何らかの支援を必要としています。発生要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」、「経済的困窮」が多く挙げられます。高齢者虐待を未然に防ぐため、養護者支援という視点を持ったケアマネジメントやサービス提供をお願いします。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

発生要因として「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多く報告されています。これらを踏まえ、高齢者虐待を未然に防止するため、次の点に重点的に取り組んでいただきますようお願いします。

- ①養介護施設等が自ら企画した研修を定期的実施すること
- ②苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されていること
- ③メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること
- ④業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

その他

1 「介護保険 要介護認定・要支援認定申請書」様式の変更について

➡令和3年4月1日付以降の申請に係る「介護保険 要介護認定・要支援認定申請書」様式が変更予定です。準備が整いしだい様式をウェブサイト上に掲載します。

【変更】 不要：提出代行者欄の押印

【後日変更予定】 追加：介護保険被保険者の医療保険被保険者番号等記入欄
国から、医療保険被保険者番号等の追加はするが開始日は後日、との通知がありました。時期は未定ですが、国からの通知があり次第、改めてお知らせします。

2 「介護保険要介護認定・要支援認定申請取下書」様式の変更について

➡「介護保険要介護認定・要支援認定申請取下書」様式が変更（押印部分）になっています。最新様式（次ページ様式のとおり）をご使用ください。

3 敬老祝品の廃止について

➡80歳以上の市民を対象に配布しておりました敬老祝品（食品詰め合わせ）については、令和3年度より廃止といたします。

介護保険要介護認定・要支援認定申請取下書

安 城 市 長

注意 1 該当する項目にはレ点を付けてください。
2 資格者証を添付してください。

届出年月日 年 月 日

被 保 険 者	被保険者番号																
	フリガナ												生年月日	年 月 日			
	氏 名	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 死亡の場合は、記名のみ											性 別	男 ・ 女			
	住 所	〒											電話番号	() -			

届 出 者	氏 名	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。											被 保 険 者 と の 続 柄	
	住 所	〒											電話番号	() -

代 行 事 業 所	名 称	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。											担 当 者 名 []
	所 在 地												電話番号

申請区分	新 規 ・ 介 護 ・ 更 新 ・ 変 更	申請年月日	年 月 日
------	-----------------------	-------	-------

取 下 げ す る 理 由	<input type="checkbox"/>	被保険者死亡のため（介護保険サービスは利用していない）
	<input type="checkbox"/>	入院しており、退院日が未定のため
	<input type="checkbox"/>	介護保険サービス利用の必要が無くなったため
	<input type="checkbox"/>	訪問調査を受けることが困難であるため
	<input type="checkbox"/>	医療機関での受診が困難であるため
	<input type="checkbox"/>	状態が変化したため
	<input type="checkbox"/>	その他（

※ 処理欄

受付者	システム入力	資格者証の回収	被保険者証の回収	確認者	備 考
					<input type="checkbox"/> 同日付け変更申請
被保険者証の交付		不 要 ・ 必 要		交付(発送)日	年 月 日 担当
認 定 調 査		実施済・未実施		処 理 日	年 月 日 担当
主 治 医 意 見 書		実施済・未実施		キャンセル日	年 月 日 担当